# 瀬戸市週休２日制工事実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、企業及び労働者の労働環境改善に向けた意識向上並びに建設業の将来の担い手確保に向けた取り組みを推進するため、発注者指定型の「完全週休２日（土日）」工事を実施し、建設業就業者が土曜日、日曜日に休業できる工事体制を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　現場閉所　巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、１日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態をいう。

⑵　工事完了日　完了届提出日をいう。

（対象工事等）

第３条　この要領の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、現場条件等によって工期延長が生じかねない不確定要素が少なく、週休２日の確保が可能な工事のうち市長が指定したもの（以下「発注者指定型」という。）を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とするが、現場閉所計画を提出できる場合は、対象とすることができる。

⑴　著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が５日以内の工事）

⑵　通年維持工事等小規模な現場が点在する工事

⑶　緊急の応急工事

（対象期間）

第４条　対象期間は、契約締結日の翌日から工事完了日までのうち、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除いた期間とする。

⑴　準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）

⑵　後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）

⑶　夏季休暇（３日間）

⑷　年末年始休暇（６日間）

⑸　工場製作のみの期間

⑹　工事全体を一時中止している期間

⑺　発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週６日以上の現場作業を余儀なくされる期間）

（形式）

第５条　週休２日制工事の形式は、次のとおりとし、達成状況の評価については、別表１及び別表２によることとする。

⑴　完全週休２日（別表１）

完全週休２日（土日）とは、第４条に規定する対象期間（以下「対象期間」という。）内において、土曜日、日曜日を基本の現場閉所日とすることをいう。１週間の定義は、月曜日から日曜日までとする。

ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日に跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休２日（土日）を達成しているとみなす。

⑵　月単位の週休２日（別表２）

月単位の週休２日とは、対象期間（第４条）内のすべての月ごとにおいて現場閉所率（現場閉所日数/対象期間日数）が 28.5％（４週８休）以上であることをいう。

土曜日、日曜日の現場閉所では 28.5％に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、４週８休(28.5％)以上を達成しているものとみなす。

（週休２日の取得に要する費用の計上）

第６条　積算における補正係数は、次のとおりとする。

⑴　発注者は当初設計にて、補正係数表の「完全週休２日（土日）」の補正係数を適用する。

⑵　「完全週休２日（土日）」が達成できない場合、現場閉所に応じて次の補正係数に変更する。

補正係数表

| 現場閉所状況の適用区分 | 完全週休２日（土日）※ | 月単位の週休２日（４週８休以上） | 月単位の週休２日未満（補正なし） |
|---|---|---|---|
| 労　務　費 | 1.02 | 1.02 | 1.00 |
| 共通仮設費率 | 1.02 | 1.01 | 1.00 |
| 現場管理費率 | 1.03 | 1.02 | 1.00 |

※当初設計時適用補正係数

⑶　土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別表３による

⑷　土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別表４による

⑸　下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別表５による

⑹　現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査･設計等、外注が想定される業務については、補正の対象としない。

２　公共建築工事費積算基準を適用する工事については、建築工事における週休２日制工事実施要領（愛知県建築局　令和４年４月１日施行）第５条（１）補正方法に定められた補正率を使用する。

（取組内容）

第７条　取組内容は、次のとおりとする。

⑴　発注者は、特記仕様書において、以下のことを明示する。

ア　本要領の対象工事であるか否か

イ　週休２日を実施しない工事の場合は、その理由

ウ　対象工事の場合で、第４条（7）に該当する非対象期間を設定する場合はその内容

⑵　この要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休２日)」を追記する。

⑶　対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所計画表を添付し提出する。

⑷　対象工事の受注者は、毎月５日までに工事打合簿により実施結果（現場閉所日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。

⑸　対象工事の受注者は、完全週休２日（土日）又は月単位の週休２日が達成できないことが判明した場合、速やかに監督員に報告すること。

⑹　発注者が、週休２日制工事等に係るアンケート調査又はヒアリング調査

を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

⑺　対象工事の受注者は、完全週休２日（土日）又は月単位の週休２日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

（工事成績評定）

第８条　提出された工程表や施工計画書が週休２日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「７.法令遵守等　９.その他」の項目において、２点減点する。

（取組証の発行）

第９条　受注者が取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに市長に申し出ること。その場合、市長は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休２日制工事取組証（第１号様式。以下「取組証」という。）を発行するものとする。ただし、最終契約金額が１千万円未満の工事については、取組証は発行しない。

（雑則）

第１０条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和８年５月１日から施行する。

（瀬戸市週休２日制工事試行要領の廃止）

２　瀬戸市週休２日制工事試行要領（令和３年４月１日施行）は廃止する。

## 別表１（第５条第１号関係）　完全週休２日（土日）

（□：**工事実施日**）

| | | | | | | | **完全週休 2 日実施有無** | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 土日の日数 | 土日の閉所日数<br>※1 | 完全週休 2 日実施有無 | 備　考 |
| | | 対象期間開始日<br>□ | □ | □ | 閉所 | 閉所 | 2 | 2 | ○ | |
| □ | □ | 振替閉所 | □ | □ | □ | 閉所 | 2 | 2 | ○ | 地元条件による同一週の振替閉所は認める。 |
| □<br>発注者が非対象とする作業を実施する期間 | □ | □ | □ | □ | □ | 閉所 | 1 | 1 | ○ | この週の対象期間に日曜日しかないため、日曜日（1 日）以上を閉所した場合は完全週休 2 日の達成とみなす。 |
| □ | □<br>祝日 | □ | 夏季休暇（3 日間） | | | 閉所 | 1 | 1 | ○ | この週の対象期間に土曜日しかないため、土曜日（1 日）以上を閉所した場合は完全週休 2 日の達成とみなす。（祝日の閉所は求めない） |
| □ | □ | □ | □ | □ | 閉所 | □ | 2 | 1 | × | 地元条件による振替閉所であるが、振替が同一週でないことから未達成となる。 |
| 振替閉所 | □ | □ | □ | □ | 閉所 | 閉所 | 2 | 2 | ○ | |
| □ | □ | □ | □ | 閉所<br>（雨天） | □ | 閉所 | 2 | 2 | ○ | 天候等の受注者の責によらない場合、振替閉所を認める。 |
| □ | □ | □ | □ | □ | □ | 閉所 | 2 | 1 | × | 土曜日に工事を実施（振替閉所なし）したため未達成となる。 |
| □ | □ | □ | □ | □ | 閉所 | 閉所 | 2 | 2 | ○ | |
| □ | □ | □ | □ | 対象期間終了日<br>□ | →後片付け期間 | | 0 | 0 | ○ | この週には土曜日、日曜日がないため達成となる。 |
| 現場閉所率 | | | | | | | | | 8 | 完全週休２日取得率<br>＝（完全週休２日の達成週/対象期間中の全週間数）<br>＝８/１０＝８０%＜１００% |
| | | | | | | | | | | **完全週休２日取得率＝１００%未満⇒完全週休２日　未達成** |

※１　振替閉所日含む

**別表２（第５条第２号関係）　月単位の週休２日（土日）**

対象期間の開始日に関わらず暦上の月を１月（ひとつき）とし、すべての月ごとにおいて現場閉所率２８．５％以上取得した場合、達成とする。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、２８．５％を達成しているものとみなす。（※１）

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | ●月 1 日 |
| ●月 2 日 | ●月 3 日 | ●月 4 日 | ●月 5 日 | ●月 6 日 | ●月 7 日 | ●月 8 日 |
| ●月 9 日<br>施工<br>開始日 | ●月 10 日 | ●月 11 日 | ●月 12 日 | ●月 13 日 | ●月 14 日<br>閉所 | ●月 15 日<br>閉所 |
| ●月 16 日 | ●月 17 日<br>夏季休暇 | ●月 18 日 | ●月 19 日 | ●月 20 日 | ●月 21 日<br>閉所 | ●月 22 日<br>閉所 |
| ●月 23 日 | ●月 24 日 | ●月 25 日 | ●月 26 日 | ●月 27 日 | ●月 28 日<br>閉所 | ●月 2[illegible]<br>閉所 |
| ●月 30 日 | ○月 1 日 | ○月 2 日 | ○月 3 日 | ○月 4 日 | ○月 5 日<br>閉所 | ○月 6 日<br>閉所 |
| ○月 7 日 | ○月 8 日 | ○月 9 日 | ○月 10 日 | ○月 11 日 | ○月 12 日<br>閉所 | ○月 13 日<br>閉所 |
| ○月 14 日 | ○月 15 日 | ○月 16 日 | ○月 17 日<br>祝日 | ○月 18 日 | ○月 19 日<br>閉所 | ○月 20 日<br>閉所 |
| ○月 21 日 | ○月 22 日 | ○月 23 日 | ○月 24 日 | ○月 25 日 | ○月 26 日<br>閉所 | ○月 27 日<br>閉所 |
| ○月 28 日 | ○月 29 日 | ○月 30 日 | △月 1 日 | △月 2 日<br>施工<br>完了日 | △月 3 日<br>閉所 | △月 4 日<br>閉所 |

⇒評価対象外

非対象期間としてカウント

1 月目（●月 9 日～●月 30 日）

→現場閉所日 6 日/対象期間 19 日＝31.5%≧28.5%

4 週 8 休（28.5%以上）→達成

2 月目（○月 1 日～○月 30 日）

→現場閉所日 8 日/対象期間 30 日＝26.6%≦28.5%

対象期間内の土曜日・日曜日は 8 日＝現場閉所日 8 日→達成

※1 土曜日・日曜日は合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

3 月目（△月 1 日～△月 2 日）

→現場閉所日 0 日/対象期間 2 日＝0%≦28.5%

対象期間内の土曜日・日曜日は 0 日＝現場閉所日 0 日→達成

※1 土曜日・日曜日は合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

このケースの場合月単位での週休 2 日⇒達成
（すべての月で達成しているため）

別表３（第６条第４号関係）　週休２日工事における市場単価積算の補正係数の設定

| 名称 | 区分 | 補正係数 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 現場閉所 | | 交替制 | |
| | | 月単位 | 完全週休２日（土日） | 月単位 | 完全週休２日 |
| 鉄筋工 | | 1.02 | 1,02 | 1.02 | 1.02 |
| ガス圧接工 | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| インターロッキングブロック工 | 設置 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 防護柵設置工(ガードレール) | 設置 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.00 | 1.00 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 防護設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.02 | 1,02 | 1.02 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 防護柵設置工（落石防止柵） | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| | 撤去・移設 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 法面工 | | 1.01 | 1.01 | 1,01 | 1.01 |
| 吹付枠工 | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | 1.01 | 1.01 | 1,01 | 1.01 |
| 道路植栽工 | | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 公園植栽工 | | 1.02 | 1,02 | 1.02 | 1.02 |
| 橋梁用伸縮接手設置工 | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 喘梁埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 橋面防水工 | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 薄層カラー舗装工 | | 1.00 | 1,00 | 1.00 | 1.01 |
| グルーピング工 | | 1.00 | 1､00 | 1.00 | 1.00 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| コンクリート表面処理工（ウォータージェット工） | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |

別表４（第６条第５号関係）週休２日工事における土木工事標準単価の補正係数の設定

| 名称 | 区分 | 補正係数 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 現場閉所 | | 交代制 | |
| | | 月単位 | 完全週休２日（土日） | 月単位 | 完全週休２日 |
| 区画線工 | | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 高視認性区画線工 | | 1,02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 橋梁塗装工 | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | I.01 |
| 構造物とりこわし工 | 機械 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| | 人力 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| コンクリートブロック積工 | | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 排水構造物工 | | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 鋼製排水溝設置工 | | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 表面被覆工(コンクリート保護塗装) | 固定足湯 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| | 高所作業車 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 表面含浸工 | 固定足湯 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1,02 | 1,02 | 1.02 | 1.02 |
| 連続繊維シート補強工 | 固定足湯 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 剥落防止工（アラミドメッシュ） | 固定足湯 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 漏水対策材設置工 | 固定足湯 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 防草シート設置工 | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエステル樹脂） | 固定足湯 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| | 高所作業車 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 塗膜除去工 | | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| バキュームブラスト工 | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 道路反射鏡設置工 | 設置 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 仮設防護柵設置工（仮設ガードレール） | | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 機械式継手工 | | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 抵抗板付鋼製基礎杭基礎工 | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工 | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| FRP 製格子パネル設置工 | | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 侵食防止用植生マット工（養生マット工） | | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 支承金属溶射工 | | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 耐圧ポリエチレンリブ管(パウエル管)設置工 | | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| フレア溶接工 | | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| H 型ボラード設置工 | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 橋梁用水切り材設置工 | 固定足湯 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| | 作業車 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |

別表５（第６条第６号関係）下水道用設計標準歩掛における市場単価

| 名　称 | 規格・仕様 | 補正係数 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 現場閉所 | | 交代制 | |
| | | 月単位 | 完全週休２日（土日） | 月単位 | 完全週休２日 |
| 硬質塩化ビニル管設置工 | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| リブ付硬質塩化ビニル管設置工 | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 砂基礎工 | 人力施工 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 砂基礎工 | 機械施工 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 砕石基礎工 | 人力施工 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 砕石基礎工 | 機械施工 | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 組立マンホール設置工 | | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 小型マンホール設置工 | | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 取付管およびます設置工 | ます役置工 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 取付管およびます設置工 | 取付管布設及び支管取付工 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |

第１号様式（第９条関係）

年　　月　　日

週休２日制工事取組証

名称
代表者名（契約の相手方）様

| | | |
|---|---|---|
| 工　　事　　名 | | |
| 最終契約金額※１ | 金　　　　円 | |
| 本工事の業種 | | |
| 週休２日の形式 | | 完全週休２日工事 |
| | | 月単位の週休２日工事 |
| 引渡し年月日　※２ | 年　　月　　日 | |

※１　最終契約金額１千万円未満の工事は取組証発行対象外
※２　完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載

瀬戸市長　　　　　　　　印

第１号様式（第９条関係）【記載例】

令和８年５月１日

週休２日制工事取組証

引き渡し年月日から１週間をめどに発行する。

名称　　　瀬戸建設株式会社

代表者名（契約の相手方）瀬戸　建郎　様

| | | |
|---|---|---|
| 工　　　事　　　名 | 市道道路改良工事 | |
| 最終契約金額※１ | 金 50,000,000 円 | |
| 本工事の業種 | 土木一式工事 | |
| 週休２日の形式 | ○ | 完全週休２日工事 |
| | | 月単位の週休２日工事 |
| 引渡し年月日　※２ | 令和８年３月２５日 | |

入札公告の業種と同じものを記載する。

※１　最終契約金額１千万円未満の工事は取組証発行対象外

※２　完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載

瀬戸市長　　　　　　　印